

輪島市子ども・子育て新制度について

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」といいます。）とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度をいい、平成27年4月からの本格実施が予定されています。

子ども・子育て関連3法

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

新制度の目的・内容

新制度の目的は、次の3つとされています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

新制度の内容は、次のとおりです。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供のために

幼児教育と保育を一体的に提供する（幼稚園と保育所の機能を併せもつ）認定こども園の普及のため、認可・指導監督の一本化など制度の改善を図るとされています。具体的には、認定こども園のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の認定こども園について見直しを行い、これまで複雑であった設置の手続きを簡素化するほか、行政からの指導・監督や財政措置が一本化されます。

2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善のために

市町村は、地域のニーズを踏まえ「子ども・子育て支援事業計画」を定め、認定こども園や保育所、新設される地域型保育事業（※）を組み合わせて計画的に整備することとされています。また、認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度を統一するとともに、地域型保育事業（※）の給付制度を創設するなど、教育・保育に対する財政措置の充実を図ることとされています。

※「地域型保育事業」 3歳未満の少人数の子どもを保育する次の4事業

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実のために

地域における子育て支援に関するニーズに対応するため、「利用者支援」など新たな事業の創設や「放課後児童クラブ（留守家庭子ども会）」、「一時預かり」などすでにある事業の充実を図ることとされています。

輪島市の対応

市町村は、新制度への移行にあたって、国が定める「基本指針」に基づき、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされています。輪島市においても、子ども・子育て支援に関する保護者のニーズを把握するとともに、子育て中の方、子育て支援に携わっている方の意見を伺いながら、事業計画の策定を進めていきます。新制度は、平成27年4月からの実施が予定されており、新制度が円滑に移行できるよう、事業計画の策定をはじめ新システムの構築等、必要な準備を進めていきます。

輪島市子ども・子育て会議の概要

1 設置根拠

幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に進めることを目的に制定された「子ども・子育て支援法」第77条に基づく合議制の機関として、輪島市では、平成25年9月議会に「輪島市子ども・子育て会議条例」を制定し、本市の附属機関として「輪島市子ども・子育て会議」を設置しました。

2 委員

子育てにおける学識経験者・関係機関からの推薦により13名、子育て当事者から公募委員2名、計15名で構成しました。

(任期：平成25年11月1日～平成27年10月31日)

3 所掌事務

- (1) 「輪島市子ども・子育て支援事業計画」の策定・変更に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事項
- (4) その他子ども・子育て支援等に関すること

4 今後の開催スケジュール（予定）

平成25年度 (2回程度)	【第1回】会長及び副会長の選出。子ども・子育て新制度等の概要説明。ニーズ調査結果の報告。 【第2回】計画骨子の審議等。
平成26年度 (3回程度)	・輪島市子ども・子育て支援事業計画作成等 (平成26年10月をめどに素案を確定予定)
平成27年度以降	・事業計画の進捗状況の点検・評価等